

仙台市告示第492号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定める区域を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年10月3日

仙台市長 郡 和子

指定区域	埋立地の種類
仙台市太白区中田町字前沖北52番1の一部、52番2の一部、52番3の一部、52番4の一部、52番5の一部、52番8の一部、52番10、52番11、52番12、52番13、52番14、52番15、52番16の一部、52番17の一部、52番18の一部、53番2の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の2第3号イに掲げる埋立地であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の31第2号に規定する埋立地の区域